（仮称）公文書等管理条例の制定に向けてのアンケート

本市では、『（仮称）公文書等管理条例』の制定の検討を行っています。この条例を制定することで、市民生活や市の様子、市の活動の中で、歴史的に価値がある文書を未来に引き継ぎ、永久保存するとともに、市民の皆さまに利用していただくことができるようになります。

そこで、条例の制定に向けて、皆さまの御意見をお聞かせください。

差し支えのない範囲でご記入ください。
住所　□市内在住　□市外在住
年齢　□10 歳代　□20 歳代　□30 歳代　□40 歳代　□50 歳代　□60 歳代　□70 歳代　□80 歳代～

歴史的に価値がある文書として、以下のようなものを考えています。		
1	総合計画及び基本方針に関するもの	
2	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの	（例：総合計画以外の計画）
3	廃置分合、境界変更及び名称変更に関するもの	（例：合併、市境、住居表示）
4	市の沿革に関するもの	（例：市の歴史、市章）
5	条例、規則、訓令及び特に重要な要綱等の制定及び改廃に関するもの	
6	議案、報告その他市議会に関するもので特に重要なもの	
7	叙勲、褒賞及び市表彰に関するもの	（例：国・県・市の表彰）
8	附属機関、諮問及び答申に関するもの	
9	市長の事務引継ぎ等に関するもの	
10	職員の任免及び賞罰に関するもので重要なもの	
11	公有財産の取得、処分等に関するもの	
12	予算及び決算に関するもので重要なもの	
13	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの	
14	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの	（例：施設の設置）
15	訴訟等に関するもので重要なもの	（例：判決、和解）
16	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの	（例：市民集会）
17	不服申立てに関するもので重要なもの	
18	調査、研究、統計等に関するもので重要なもの	
19	各種制度又は組織の新設及び改廃に関するもの	（例：国勢調査）
20	史跡、文化財等に関するもの	（例：郷土資料）
21	行事、儀式、事件及び災害に関するもので重要なもの	（例：災害支援）
22	その他歴史的価値があると認めるもの	

質問１　永久保存する文書として、下表のような内容を考えています。
どのような文書を未来へ残したらいいと思いますか？　該当する番号に〇をつけてください（複数回答可）。また、理由も教えてください。
【番号：　　理由：　　】

質問２　実際にどのような文書を利用したいと思いますか？　該当する番号に〇をつけてください（複数回答可）。また、理由も教えてください。
【番号：　　理由：　　】

☆その他御意見ございましたら、御自由に御記入ください。

自由記述欄

御協力いただきまして、ありがとうございました。

【文化生涯学習課市史編さん担当】